

# K' d23ERS規約

## 第1章 総 則

### 第1条 (名称)

本チームはK' d23ERS (ケーディートゥエンティーズ) と称す。

### 第2条 (目的)

バスケットボールを通じた人間力の形成、健全な心身の育成、バスケットボールの技術向上・普及・振興の一旦を担うと共に地域の活性化を図る事を目的とする。

### 第3条 (事業)

本チームは、第2条の目的を達成する為に次の事業を行う。

- (1) バスケットボールの個人的、集団技能の習得
- (2) 日本バスケットボール協会に所属し、本会のガイドラインに則った活動
- (3) 選手の運動能力向上及び主体性の育成を目的とした活動
- (4) 指導者の指導力向上及びチームリーダーの育成
- (5) 近隣市区町村の小学生、中学生へのバスケ環境の提供
- (6) 他団体との交歓交流活動
- (7) 地域奉仕活動
- (8) レクリエーション活動
- (9) その他本チームの目的達成に必要な活動

## 第2章 選手・指導者

### 第4条 (構成)

本チームは原則、新潟市秋葉区在住の児童及び父母及び指導者で構成される。但し、本チームの理念に則りチーム内で承認を得られた場合はこの限りではない。

近隣市区町村に通学する中学校は練習生として受け入れを行う。

### 第5条 (チームへの加入登録)

本チームへの加入登録は本チーム所定書式にてこれを行う。また、加入登録に当っては別に定める費用を同時に納入するものとする。

### 第6条 (有効期間)

加入登録有効期間は、加入の申込みを受けた日からその年度末日までとし、毎年度これを更新する。更新

の方法は前条に定めるところによる。

#### **第7条（チームからの退団）**

本チームからの退団は本人（選手）の意思を尊重し都度できるものとする。但し、途中退団の場合徴収済みの月会費の返却は行わない。

本チームの定める方針に沿わない（いじめ、暴言、暴力 等）とチーム内で判断された場合は退団となる場合がある。

#### **第8条（チーム登録）**

本チームは第5条に定めるところにより加入登録を行った選手・指導者をまとめ日本バスケットボール協会にK' d23ERSとして所定の登録料を添えチーム登録を行うものとする。また、チーム登録に明記された選手、指導者は全員財団法人スポーツ安全協会の保険に加入するものとする。

#### **第9条（事故防止及び責任）**

本チームは永続的发展のため次の事項を定める。

- (1) チーム活動に於いてメンバーの安全、健康に十分な注意を払い対策を行うが、練習及び試合やその他活動における不慮の事故並びに障害については、スポーツ障害保険加入により保障する事とし指導者にその責任を負わないものとする。
- (2) 保護者はチーム活動に参加させるにあたって、事故防止のため指導者の指示に従うべく十分な指導をする。また事前に児童の健康チェックを行う事とし、それらの過失によるものについては指導者にその責任を問わない。
- (3) 送迎で引率をした引率者及び自動車で移動の場合、万が一事故が発生しても引率者及び運転者に対して一切の責任を問う事は出来ない。入会届けが提出された時点で本条項が了承されているものとする。
- (4) チーム広報活動に伴う写真・動画の使用を承認するものとする。

## **第3章 役員**

#### **第10条（役員）**

本チームには次の役職を置く。以降本チームでは役員をマネージャーと称し、全父母に於いては見守りサポーターとして全員でチームを応援するものとする。

- |               |       |
|---------------|-------|
| 1. ゼネラルマネージャー | : 1名  |
| 2. サポーター代表    | : 1名  |
| 3. 会計担当       | : 1名  |
| 4. 監事（監査）     | : 1名  |
| 5. 広報担当       | : 1名  |
| 6. 指導者        | : 若干名 |

7. 見守りサポーター : 全家庭

### 第11条 (互選)

前条の役員 (マネージャー) は、立候補及び互選により選出する。

- (1) ゼネラルマネージャーはチームを代表し運営に伴う職務を統括する。
- (2) サポーター代表は選手・指導者・父母間の親睦を深める為の職務を行う。
- (3) 指導者は本チームの活動を指導し、マネージャーは本チームの活動を支援する。
- (4) 会計は本チームの会計を担当、監事は会計を監査する。
- (5) 見守りについては全家庭を対象としチームで割当を指定するが、やむを得ず変更の場合は当人間で協議の上対応とする。
- (6) サポーター代表、会計、広報は見守りを免除とする。但し、チーム状況によってはその限りではない。

### 第12条 (任期)

本チームの役員 (マネージャー) の任期は1年とする。但し、再任を妨げない。また、欠員の生じた時は適時それを補充する。但し、その任期は前任者の残任期間とする。

## 第4章 会 計

### 第13条 (会計)

本チームの会計は、会員の納める会費、寄附金、補助金、その他の収入によって支弁し、会費については別に定める。

### 第14条 (会費)

- (1) 会費は選手1人当たり1カ月¥2,000円とし、月末に次月分¥2,000円を納入するものとする。兄弟での入団の場合、兄弟割を適用し2人目から1カ月当たり¥1,000円とする。中学生 (練習生) の会費も同様1カ月当たり¥2,000円とする。
- (2) 収支に関しては年1回の監査を実施、総会 (3月末) にて収支報告を行うものとする。また、サポーターは必要に応じて開示を要請する事が出来る。
- (3) 本チームの会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終る。

### 第15条 (規約の改正及び解散)

本規約の改正及び本チームの解散はチームの3分の2以上の同意を得ねばならない。

### 附則

本規約は、令和5年4月1日より施行する。